

2020年度（令和2年度）

高齢者インフルエンザ予防接種の 個人負担金免除の証明書について

【個人負担金免除の対象者・必要となる書類一覧】

- 中国残留邦人等の支援給付受給者 → 写真付きの本人確認証
- 生活保護受給者 → 休日・夜間等受診票
- 市民税非課税世帯の世帯員（次のいずれか1つ）
 - ・介護保険料決定通知書，又は特別徴収額決定通知書（所得段階が1～3）
 - ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ・市民税非課税の証明書（高齢者予防接種用） ※上記のいずれも無い場合

市民税非課税の証明書（高齢者予防接種用）の取得方法

☆証明書の交付場所

市役所税制課・各支所・各分室分所 ※平日8時30分～17時15分
各公民館（熊野，鞆，内浦，千年，松永，駅家，山野を除く）※平日9時～12時
※市民税非課税世帯に該当するかどうかを電話で確認することはできません。

☆証明書の請求方法

- ① 本人又は本人と住民票上，同一世帯の親族の人がとりに行く場合
 - ・直接窓口へ行く人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）を持って行く。
- ② 代理人（①以外の人）がとりに行く場合
 - ・委任状（記入例は裏面を参考にしてください。）
 - ・直接窓口へ行く人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）を持って行く。

☆証明書の発行期間

2020年（令和2年）10月1日（木）～2021年（令和3年）1月31日（日）

【証明書の提示方法】

◎福山市内の実施協力医療機関で接種を受ける人

接種を受ける前に，証明書を医療機関に提示してください。なお，接種後に提示しても個人負担金の免除はできませんので，ご注意ください。

◎福山市外の医療機関で接種を受ける人

福山市外の広島県内で受ける場合 ※事前に「予防接種券」の申請が必要	<u>「予防接種券」の申請時に「証明書」を窓口</u> に提示してください。
広島県外で受ける場合 ※事前に「依頼書」の申請が必要	<u>依頼書による接種の後，払戻しの申請時に「証明書」を窓口</u> に提示してください。

<問い合わせ先>

保健予防課 電話：928-1127 松永保健福祉課 電話：930-0414
北部保健福祉課 電話：976-1231 東部保健福祉課 電話：940-2567
神辺保健福祉課 電話：962-5055 沼隈支所保健福祉担当 電話：980-7704

福山市

委任状【記入例】

福山市長 様

〔代理人〕

住 所 福山市東桜町3番5号

名 前 福山 次郎

生年月日 1961年（昭和36年）3月10日

〔委任内容〕 非課税証明を申請受理することを、上記の者に委任します。

〔使用目的〕 高齢者インフルエンザ予防接種

2020年（令和2年）10月1日

〔本人〕 高齢者インフルエンザ予防接種を受ける人

住 所 福山市松永町三丁目1番29号

名 前 福山 太郎



生年月日 1933年（昭和8年）4月18日

----- きりとり -----

委任状

福山市長 様

〔代理人〕

住 所 _____

名 前 _____

生年月日 年 月 日

〔委任内容〕 非課税証明を申請受理することを、上記の者に委任します。

〔使用目的〕 高齢者インフルエンザ予防接種

年 月 日

〔本人〕 高齢者インフルエンザ予防接種を受ける人

住 所 _____

名 前 _____ (印)

生年月日 年 月 日